









基本目標

将来のうきは市を担う人を育み、 大切にしています











第1章

すべての人の人権が大切にされています〔人権〕

施策の今とこれから ___

現況と課題

- ・多くの市民が継続して講演会や人権セミナー等に参加し、啓発や教育が進んでいますが、参加者が固 定化しており、多様な学習方法を検討する必要があります。
- ・学校教育の中で歴史や現実、実態、法規などの科学的認識を深めるような人権・同和教育を行っており、 継続していく必要があります。
- ・人権擁護委員による人権相談を開催していますが、利用者が少ない状況です。

- ・さまざまな年代の市民一人ひとりが、あらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、人権問 題を自らの課題として捉え、差別の現実を知ってもらえる機会を創出していきます。
- ・人権相談の市民の利用拡大を図るため、法務局や人権擁護委員など関係機関や団体と連携を継続し ながら、相談体制の充実と周知を図ります。
- ・人権・同和問題市民意識調査の結果を踏まえ、事業を見直します。











すべての人が共存できる社会の実現のため、同和問題をはじめとするすべての人権問題を解決する教育や啓発を推進し、さまざまな分野で差別や偏見をなくすための取組を進めます。

施策の内容

1 人権・同和対策の推進

・ あらゆる世代で人権・同和問題について学び、お互いを尊重する人が増えるよう、さまざまな世代や 分野での啓発や学習の場を充実させます。

2 教育・啓発活動や相談体制の充実

- ・差別の実態をとらえ、あらゆる機会で市民の人権意識を醸成するための教育や啓発を充実させます。
- ・人権問題に主体的に取り組む団体や人材の育成を進めます。
- ・同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について人権擁護体制や相談体制を充実していきます。

	-	\mathbf{I}	435
ᄑ	ą,		X
_	7	78	1
_	\rightarrow	3 1	

指標名	現状(令和元年度)	目標(令和7年度)
人権関係の出前講座の開催回数	25回	40回
人権全般に関する相談件数	17件	30件

個別計画

うきは市人権教育・啓発基本計画

第 2 章

自治協議会等の活動が活発になっています〔コミュニティ〕

施策の今とこれから

現況と課題

- ・自治協議会と行政が良きパートナーとして協働体制を築き、地域課題の解決に向けて「協働のまちづ くり」を推進し、地域の個性を活かした自主的なまちづくりを進めてきました。
- ・自治協議会の事業を充実し発展させるため、財政的支援や情報提供を行い、主体的なまちづくりの実 現に向けて取り組んでいますが、少子高齢化や人口減少、情報通信技術の進展など社会情勢の変化 により、地域の連帯感の低下や担い手不足等の地域課題が見られます。
- ・さまざまな課題解決に向けて、自治協議会の中で行政区等の各種組織や団体、NPO、ボランティア等 が集まり、地域のまちづくり目標に向けて連携して活動する必要があります。
- ・自治協議会のさらなる充実や発展のため、若年層などの人材育成に取り組むとともに、行政区未加入 世帯における行政区加入の取り組みも必要です。

- ・ 「協働のまちづくり」を推進するため、自治協議会をはじめとする活動団体の活性化を積極的に支援し、 連携を進めます。
- ・市民全体が自治協議会活動に対する関心を深め、市民一人ひとりが地域活動に自ら積極的に関わり、 気軽に参加できる環境づくりに努めます。
- ・自治協議会が、自主的かつ自立した活動を展開できるよう、活動拠点となるコミュニティセンターの整 備を行います。









地域おこしや絆づくりに取り組むまちづくり活動団体の支援や育成に取り組み、各コミュニティセンターを拠点にした住民自治によるまちづくりを推進するための総合的な支援を行います。

施策の内容

1 市民のまちづくり活動に関する意識の向上と活動団体の育成

- ・自治協議会や地域おこし、絆づくりに取り組む団体が、積極的に「協働のまちづくり」に関する各種 活動に参画できるよう支援等を行います。
- ・地域の担い手となる若年層などの人材育成に取り組むとともに、多様化している市民や団体のニーズ に対応した事業を支援します。
- ・ 自治協議会や各種活動団体の活動情報を、自治協議会の広報紙やホームページを通じて積極的に発信します。

2 自治協議会の支援の充実

- ・ 自治協議会活動がさらに活発化するように、市と自治協議会が連携して自治協議会の基礎となる行政 区未加入者対策の強化や自治協議会組織の活性化に関する協議を進めます。
- ・日常的に各自治協議会との情報共有に努め、市と自治協議会や自治協議会相互の連携強化を図ります。
- ・自治協議会の活動拠点となるコミュニティセンターの整備を進めます。
- ・自治協議会の各種事業を発展させるため、自治組織運営支援交付金をはじめとする総合的な支援に 取り組みます。
- ・各自治協議会で作成した「地域計画」によるまちづくり実現のための支援に取り組みます。

主要指標

指標名	現状(令和元年度)	目標(令和7年度)
行政区加入率	92.2%	93.5%
	0団体	11団体

個別計画

うきは市協働のまちづくり推進指針

第3章

男女が互いに認め合い、 尊重する男女共同参画社会を実現しています〔男女共同参画〕

施策の今とこれから

現況と課題

- ・人口規模が小さいため、行政機関と市民の関係づくりが容易であるといえますが、男女共同参画や性 の多様性など、あらゆる人がその人らしく生きる権利に対する市民の認知度向上に向けた意識改革が 必要です。
- ・各種審議会など意思決定の場での女性の参画率が低いため、さまざまな施策等において女性の意見 が十分に反映されていません。
- ・性別による固定的な役割分担意識や慣行、慣習等が残っており、全ての人が自らの意志で多様な生き 方を実感できる社会を実現する必要があります。

- ・さまざまな分野で政策や方針を決定する過程の場への女性の参画拡大に向けて、あらゆる世代に対す る各種講座や講演会等を実施し、男女共同参画意識の向上を目指します。
- ・男女がともに活躍できる就労環境を実現するため、就労の場における各種法制度の周知啓発や起業 創業するための支援や育成を行います。
- ・人権の擁護と性別による格差がない社会の実現に向けて取組を進めます。
- ・社会的要因により困難を抱える女性への相談や支援を行います。











男女が互いに認め合い、人権が尊重され、性別にかかわらず、すべての人が社会に 参画できる男女共同参画社会づくりを目指します。

施策の内容

1 人権を尊重し男女共同参画社会を進める意識づくり

・男女共同参画社会の実現に向けて、基盤となる人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、固定的性 別役割分担意識の解消をはじめ、性の多様性についての問題も含めた男女共同参画に関する正しい 理解を促進するための広報や啓発等を推進します。

2 家庭における男女共同参画の促進

・家庭において男女がお互いに家族としての責任を果たし、育児や介護をともに担う意識の醸成を図ります。また、福祉の充実や健康づくりに取り組み、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

3 誰もが参画できる男女共同参画による地域社会づくり

・ 身近な地域活動において男女共同参画の取組を推進するとともに、さまざまな視点や発想を取り入れるため、あらゆる分野での政策や方針の決定過程への女性の参画拡大を進めます。

4 男女がともに活躍できる就労環境の実現

・ 就労の場における各種法制度の周知や啓発を行うとともに、誰もが働きやすい環境づくりに向けた啓発を行います。また、男女がともに「家事、育児、介護」と「仕事」のより良いバランスを取った生活の推進や起業するための支援等を行います。

5 男女間の暴力を許さない対策の充実

・ DV(ドメスティック・バイオレンス) 防止のための意識啓発をはじめ、相談体制の充実や被害者に対する支援、 関係機関との連携体制の構築を図ります。

主要指標

指標名	現状(令和元年度)	目標(令和7年度)
審議会等女性委員登用率(審議会等に占める女性の割合)	36.2%	40.6%

個別計画

うきは市男女共同参画基本計画

第 4 章

安心して子どもを産み育てています〔次世代育成〕



施策の今とこれから

現況と課題

- ・育児支援者がいない母子が増加しており、子育ての悩みを一人で抱えこむことがないよう不安感の緩 和につながる支援を行う必要があります。
- ・ 母子の健康に関する情報が多様化し、子育てに対する不安が増大しており、適切な情報提供や保健指導、 相談、支援を行うことが重要です。
- ・保育所等の施設が老朽化しており、統廃合等による施設整備が必要です。
- ・学童保育所の施設の老朽化や児童数の増加により、建替等による施設整備が必要です。
- ・保護者の働き方の変化に伴い、多様化する保育ニーズに対応することが求められてます。

- ・ 令和元年 10 月に設置した、子育て世代包括支援センター(うきくる)において、妊娠期から子育て期 までの切れ目ない支援を提供する体制を構築し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり や子育て支援を推進します。
- ・老朽化している子育て関連施設の建替等を着実に実施し、安全安心な子育て環境の整備に努めます。
- ・「地域子育て支援拠点事業」において子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤 立感や負担感の解消を図るとともに、子育て家庭を地域で支える取組の拡充や継続的な実施に努めます。









地域のふれあいの中で、子どもが伸び伸びと健やかに育つまちを目指します。

施策の内容

1家庭や地域における子育ての支援

- ・孤立した子育てにならないよう地域子育て支援センターでの支援を充実します。
- ・児童虐待予防の取組をさらに推進していくため、専門人材による相談支援体制等の充実を図り、子ど も家庭総合支援拠点の体制づくりを進めます。
- ・ 通常保育のほか、一時預かりや延長保育、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスの 充実を図るとともに、認定こども園※2の充実を図ります。
- ・子ども医療費の助成など子育て世帯への経済的支援を進めます。

2 妊産婦や子どもの健康の確保

- ・母子健康手帳の交付や妊婦、妊婦歯科、産婦への各種健康診査、乳児家庭の全戸訪問等の継続的 な取組をはじめ、各種教室や相談、産後ケア事業等により、妊娠、出産、育児に対する不安の解消 を図ります。
- ・乳幼児健康診査や予防接種、小児救急医療等を通じて、母子の健康増進を図ります。

3 安全で安心な子育ての取組

- ・安全な通学路や道路環境の整備など、子どもの交通安全を確保するための活動を推進します。
- ・ワーク・ライフ・バランスの普及や啓発を推進し、「仕事と生活の調和」の実現を図ります。

4 援助を必要とする子どもや家庭への支援

- ・家庭児童相談員の活動や養育支援訪問等により、児童虐待防止対策の充実を図ります。
- ・児童扶養手当や日常生活支援、就労支援、医療費助成等により、ひとり親家庭の自立支援を図ります。

5 情操教育の推進

・児童の情操教育の一環として、リトミック教育※3に取り組みます。

主要指標

指標名	現状(令和元年度)	目標(令和7年度)
母子健康手帳交付者に対するサービス プラン作成率の維持	100%	100%
	5人	0人

個別計画

うきは市子ども・子育て支援事業計画

※2 幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設。

※3 音楽に合わせて体を動かすことで、基本的な音楽能力だけでなく一般教養や子どもたちが個々に持つ潜在的な基礎能力の発達を促す教育。

第5章

安全な環境で、 生きる力が身についています〔学校教育〕



施策の今とこれから

現況と課題

- ・少子化の影響や生活の多様化により、PTA活動などで参加者の確保が困難となりつつあります。
- ・経験年数の少ない教職員の割合が増え、学校文化の継承や新しい学校文化創造に課題があります。
- ・心身の発達が求められる中、規範意識を高める取組や体力向上プランを基に特色ある教育が進められ ています。
- ・ 国際化が進み異文化理解が問われる中、外国語で会話できる力を育む教育の必要性が高まりつつあり
- ・インクルーシブ教育※4 が求められる中、特別な支援を要する児童生徒に対して、個々のニーズに応じ た教育支援を行っています。
- ・ 自然災害時の保護者引き渡し訓練を行ったり不審者情報共有の即時化を図るなどして、安全確保に努 めていますが、想定を超える自然災害への対応に課題があります。

- ・ PTAや自治協議会等との連携や地域の良さを生かしたコミュニティ・スクールについて、総合的な検 討を行います。
- ・ICT^{※5} の活用などで教職員の指導力の向上を図るとともに、学習の効率化や働き方改革を進めます。
- ・ 一人一台のタブレットを活用し、個別最適化の学びを実現し、学力向上や豊かな心の育成に取り組み ます。
- ・学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の構築と指導体制の充実に努めます。
- ・ いじめや不登校に対し、引き続き関係機関との連携を図りながら組織的に対応するとともに、「子育て 世代包括支援センター」内での情報共有と連携した支援を行います。
- ・想定を超える自然災害などに対して専門家を招へいし、児童生徒の対応力を高める学習等を行います。





「生きる力」を育む教育を推進し、未来を担う人づくりを進めるため、家庭や地域と連携しながら学校教育の充実を図るとともに、開かれた学校づくりを進めます。

施策の内容

1確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実

- ・個別最適化教育の充実や「学力向上プラン」による各学校の特色ある教育活動を進めます。
- ・教職員の情報活用能力を高め、GIGAスクール構想※6を踏まえたICT教育の充実を図ります。
- ・外国語指導助手(ALT)や専科教員を活用し、外国語学習指導を推進します。

2 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ・考え議論する道徳教育の充実と体力向上プランのもと「1校1取組」など体力向上を推進します。
- ・家庭と学校が連携した食育の取組や食材の地産地消を進め、安心安全な学校給食を推進します。
- ・いじめや不登校などについては、スクールカウンセラー等の専門家を効果的に活用するとともに、各学校の相談部会等で組織的に対応します。
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う人権侵害を防ぐ教育など、人権課題解決の教育を推進します。

3 特別な支援を必要とする教育の推進

・特別な支援を要する児童生徒に対し、幼、保、小、中の連携を進め、個別の教育的ニーズに応じた 一貫性のある教育支援の充実を推進します。

4 教育施設や設備の充実

- ・想定を超える自然災害等緊急の場合、学校施設を避難場所として活用します。
- ・学校の大規模改修等については「うきは市学校施設個別施設計画」に基づき計画的に取り組みます。
- ・児童生徒数の減少を踏まえ、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」「うきは市公共施設等総合管理計画」等に基づき、保護者や地域の理解のもと、総合的な検討を進めます。

		11-	1
_	ф	t=	大曲
ᆂ	女	7 =	7示

指標名		現状(令和元年度)	目標(令和7年度)	
	自分には、 よいところがある	小6	33.5%	40.0%
自尊感情の向上		中3	24.1%	30.0%
(全国学習状況調査の4段階自己評価で4「そう思う」と回答した割合)	人の役に立つ 人間になりたい	小6	71.7%	75.0%
		中3	69.2%	75.0%
	将来の夢や目標	小6	65.7%	70.0%
	がある	中3	35.9%	40.0%

個別計画

うきは市教育大綱

うきは市教育振興基本計画

うきは市教育情報化推進計画

うきは市公共施設等総合管理計画

※6 文部科学省が進める児童生徒1人1台の学習者用パソコンと高速ネットワーク環境等を整備する計画。





生涯を通した学習が盛んになっています〔生涯学習〕

施策の今とこれから

現況と課題

- ・ 平成 25 年にうきは市民大学を開講し、生涯学習を推進していますが、受講生の固定化や減少が見ら れます。
- ・生涯学習の場として新たに整備したるり色ふるさと館を、より多くの市民に利用してもらえるように運用 していく必要があります。
- ・人口減少や若者の読書離れ等により、うきは市立図書館の利用者は年々減少しているため、読書に興 味を持つきっかけづくりが必要です。

- ・うきは市民大学に多くの市民が興味を持つように、講座内容の充実を図ります。
- ・るり色ふるさと館の活用を図り、市民活動の機会を提供します。
- ・図書館の図書や団体貸出配送サービスの充実のほか、イベントなど市民が図書に触れる機会を提供し ます。











市民の生涯にわたる学習活動を支援し、社会教育施設間の連携を図るとともに多様な分野の学習プログラムの構築を目指します。

施策の内容

1 生涯学習推進体制の確立

・市民大学講座の内容の見直しや充実を図ります。

2 生涯学習施設の充実

- ・るり色ふるさと館やうきは市立図書館等の適切な運営や管理に努めます。
- ・るり色ふるさと館を気軽に利用してもらえるように、広報紙やホームページを活用したPRに努めます。
- ・図書館を本を通じた学びの拠点と位置づけ、学校教育や社会教育の中で読書活動の推進を図るとともに、図書の貸出や図書館の利用促進のため、蔵書の充実を図ります。

3 社会教育の充実

- ・語学やパソコン講座などの一般教養講座を継続し、市民の学習機会の充実に努めます。
- ・子どもたちが地域住民と積極的な関わりを持ちながら体験活動や地域活動を行い、たくましく生きる力を身に付ける活動を支援します。

主要指標

指標名	現状(令和元年度)	目標(令和7年度)
うきは市民大学講座の受講者数	1,458人	1,600人
うきは市立図書館の貸出冊数	136,586冊	160,000冊

個別計画

うきは市教育大綱

うきは市教育振興基本計画

うきは市子どもの読書活動推進計画

第7章

青少年が健全に成長しています〔青少年育成〕



施策の今とこれから

現況と課題

- ・効果的に事業を推進するため、うきは市青少年育成市民会議やうきは市青少年問題協議会、各学校、 自治協議会による連携を深める必要があります。
- ・少子化により対象者が減少しているため、少人数でも楽しめる事業を企画する必要があります。

- ・ 少子化や生活の多様化などにより変化している青少年育成に対する市民のニーズを把握し、必要な支 援を検討します。
- ・自治協議会への通学合宿の開催の働きかけを継続するほか、取組に対する適切な支援を行います。
- ・うきは市民大学子ども未来学部での体験事業や青少年弁論大会、子育てと教育を進める集いの開催を 継続し、「うきは市子育で9カ条」を用いて市民に広く啓発を行います。
- ・子ども会への支援策について、アンケート調査結果に基づき、地域のニーズや実情に沿った支援策を 検討します。







家庭や地域、学校、各種団体などが連携し、情報交換や相談体制の充実を図り、子どもの健全な育成を目指すとともに、指導者の育成に努め、地域における支援体制を 充実します。

施策の内容

1 各種関係組織との連携強化

- ・うきは市青少年育成市民会議やうきは市青少年問題協議会、各学校、自治協議会が連携し、青少年健全育成活動の充実を図ります。
- ・少子化による各種組織の参加者数の減少を考慮し、イベントの効率化等を検討します。
- ・青少年の心豊かでたくましく生きる力を育成するため、さまざまな体験活動事業を実施します。

2 青少年育成体制の充実

- ・「うきは市子育て9カ条」に基づいた啓発を中心とした基本的生活習慣の確立を推進します。
- ・各自治協議会の青少年育成部門と連携し、「子ども会指導者講習」の開催や子ども会等への活動支援 を行います。

主要指標	指標名	現状(令和元年度)	目標(令和7年度)
	うきは市民大学「子ども未来学部」に おける体験型講座実施数	2講座	5講座

個別計画

うきは市教育大綱

第8章

市民が文化芸術に親しんでいます〔文化芸術〕



施策の今とこれから

現況と課題

- ・うきは市文化協会は、うきは市文化事業実行委員会とともに体制が整っており、活発な活動ができて いますが、若い世代の加入が少なく会員数が減少傾向にあります。
- ・文化施設が老朽化しており、整備や改修が必要です。
- ・重要な価値を持つ文化財を後世に伝えるため、指定文化財の登録が必要です。

- ・うきは市文化事業実行委員会と連携しながら、市民のニーズを把握し、魅力ある質の高い文化事業プ ログラムを提供します。
- ・うきは市民文化祭を引き続き開催し、うきは市文化協会を市民に広く周知していきます。また、誰もが 入部しやすい協会となるように支援を行います。
- ・ 老朽化している文化施設の整備について、「うきは市公共施設等総合管理計画」に沿って実施していき
- ・新たな文化財の掘り起こしや地域の誇りとして伝えていく貴重な遺産の保存や管理を推進していきます。





うきはの歴史への理解を深める文化財の保存や活用に努め、伝統文化の継承や芸術、 文化の振興を図ります。

施策の内容

1 芸術、文化活動の振興

- ・うきは市文化協会の活動を支援し、市民の創作意欲を高めるとともに、発表の機会の充実を図ります。
- ・ うきは市文化会館を中心として芸術鑑賞等の機会をつくるとともに、芸術文化活動の普及に努め、市民の文化意識の高揚を図ります。

2 文化財の保護や普及活動の推進

- ・地域に残る文化財等の実態調査やデータベース化に取り組み、保存に向けた計画の策定を進めます。
- ・ 古墳や民俗文化財などの保存に努め、多くの人にその歴史や文化を知ってもらうための活動を支援します。
- ・地域の伝統文化の保存や活用により後継者の積極的な育成を図り、まちづくりに向けた新たな地域文 化の創造に努めます。

主要指標

指標名	現状(令和元年度)	目標(令和7年度)
うきは市文化協会の団体や同好会数の維持	53グループ	53グループ
指定文化財の登録件数	37件	39件

個別計画

うきは市教育大綱

うきは市文化財保存活用基本計画

屋形古墳群整備基本計画

うきは市公共施設等総合管理計画

第9章

市民が主体的にスポーツ活動に 取り組んでいます〔スポーツ〕



施策の今とこれから

現況と課題

- ・うきは市立総合体育館(うきはアリーナ)では、指定管理者と連携して多彩なプログラムを展開してい ますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて新しい生活様式に対応した運営や管理が必要です。
- ・うきは市スポーツアイランドをはじめとする屋外体育施設は、さまざまなスポーツに利用されていますが、 利用が週末と夜間に集中しているため、分散した利用促進が必要です。
- ・各体育施設の老朽化が進んでいるため、計画的な整備が必要です。

- ・ 市民主体の運動やスポーツの習慣化を推進します。
- ・健康維持におけるスポーツの重要性を広めるため、さまざまなスポーツイベントを展開します。
- ・市民が安心してスポーツを楽しむため、指導者の育成を支援します。
- ・「うきは市公共施設等総合管理計画」に沿って各体育施設を整備していきます。







多くの市民がスポーツやレクリエーションに参加できるスポーツ行事の充実や各種スポーツ団体への支援、体育施設の整備などスポーツ環境を整えます。

施策の内容

1 生涯スポーツ、レクリエーション活動の振興

- ・スポーツやレクリエーション活動の振興に取り組み、健康づくりへの意識向上と運動の習慣化を図ります。
- ・うきは市体育協会の活動を支援します。

2スポーツ施設の有効利用

・体育施設の多面的な活用を検討します。また、老朽化した施設を「うきは市公共施設等総合管理計画」 に沿って適切に管理していきます。

3スポーツの普及拡大

・市民がスポーツに親しむ機会を提供し、健康増進につなげるとともに、多世代の交流を促進します。

ŧ	要	指	標
_		JН	

指標名	現状(令和元年度)	目標(令和7年度)
市が主催や共催するスポーツイベント数	4事業	8事業
市民満足度調査において「スポーツに満足、 やや満足、普通」と回答した人の割合	85.2%	88.0%

個別計画

うきは市教育大綱

うきは市公共施設等総合管理計画

第10章

さまざまな交流が活発に 展開されています〔交流〕



施策の今とこれから

現況と課題

- ・これからも活発な交流を展開するため、市民同士の交流のみならず、市外から訪れる観光客やインバ ウンド(訪日外国人観光客)、ワーケーション※7利用者、関係人口、デュアルライフ(二拠点生活) 等を含めてさまざまな交流が必要になっています。
- ・グローバル化が進む地域社会の一員として生活していくためには、外国人を含めた市民が交流を深め ながらお互いのことを理解し、認め合うことが必要です。

今後取り組むべきこと

- ・お互いの特性を理解しながら、人々の交流や友好都市を含めた地域間の連携を深めます。
- ・グローバル化の進展に伴って、市民の国際交流活動も広がりを見せており、国際感覚に優れた人づく りや国際性に富んだ地域社会の形成を推進します。
- ・うきはファンクラブ会員の獲得に向けて、関係人口との交流を図るとともに、企業や団体等との包括連 携協定の締結に継続して取り組み、本市のPRを行いつつ交流を深めます。

※7 ワーク(仕事)とバケーション(休暇)を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワーク(リモートワーク)を活用し、働きながら休暇をと る過ごし方。







地域間連携や国際交流を含め、市民や団体の多様な交流を促進します。

施策の内容

1 多様な交流の促進

- ・各種イベントを実施し、移住者を含む「定住人口」や観光で訪れた「交流人口」とともに、地域と多様に関わる「関係人口」を交えた人々の交流を深めます。
- ・子どもたちが交流を通じて自己実現に至る機会を提供するため、うきは市民大学子ども未来学部の体験学習「うきは ActiveLabo.」や子ども交流プロジェクト事業、筑後田園都市推進協議会の「ちくご子どもキャンパス事業」などに取り組みます。
- ・棚田オーナー制度や森林セラピー活動を継続し、来訪者が地元農家や癒しの旅先案内人協会等の市民と交流する場を創出します。
- ・友好都市など他地域との交流を継続し、地域間連携を図ります。

2 多文化共生社会の構築

- ・国際理解教育の推進や外国人との交流に取り組む市民団体等の支援に取り組みます。
- ・市内で生活する外国人市民に対する情報発信や生活支援などを通じて、外国人市民が安全で安心して暮らすとともに、地域の一員として生活できる多文化共生社会づくりを目指します。

主要指標

指標名	現状(令和元年度)	目標(令和7年度)
関係人口 「うきは応援団!!UKIHA FAN CLUB」会員数	450人	1,000人